

令和8年度 東京支部事業計画（案）について

目 次

基本方針	2 ページ
事業計画（令和 8 年度・令和 7 年度新旧対照表）	
1. 基盤的保険者機能の盤石化	3 ページ
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	12 ページ
3. 組織・運営体制関係	27 ページ
4. KPI 一覧	31 ページ
5. 広報計画（案）について	36 ページ

基本方針

令和8年度	令和7年度
<ol style="list-style-type: none">1. 加入者目線に立脚した事業の展開2. 組織運営体制の確立と効率的な業務体制への 変革3. リスク管理意識の醸成とリスクコントロール の徹底4. ジョブローテーションと適材適所による人材 育成	<ol style="list-style-type: none">1. 加入者目線に立脚した事業の展開2. 組織運営体制の確立と効率的な業務体制への 変革3. リスク管理意識の醸成とリスクコントロール の徹底4. ジョブローテーションと適材適所による人材 育成

1. 基盤的保険者機能の盤石化

令和8年度	令和7年度
<p>I. 健全な財政運営</p> <p>① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>② 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、事業主や加入者にご理解いただくため、ホームページや広報誌等において協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</p> <p>③ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各協議会等の場において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約<u>280</u>万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。<u>安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。<u>しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</u></p> <p><u>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000万人を擁する健康保険を運営する</u></p>	<p>I. 健全な財政運営</p> <p>① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>② 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、事業主や加入者にご理解いただくため、ホームページや広報誌等において協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</p> <p>③ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各協議会等の場において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約<u>260</u>万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。<u>そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている<u>ものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き</u></p>

令和8年度	令和7年度
<p>公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p> <p>II. 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>(1) 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務量の多寡や優先度に対応するため、計画的に職員の多能化を進め、<u>業務処理体制を強化することで生産性の安定化を図る。また、電子申請に対応した業務処理体制を定着、改善し効率的な運用を図る。</u> ② 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な<u>業務処理を実施</u>するとともに、職員の意識付けを促進する。 ③ <u>自動審査率の向上に取り組むことで、業務の効率化を図る。</u> 	<p>協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>II. 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>(1) 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>マイナ保険証及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。</u> ② 業務量の多寡や優先度に対応するため、計画的に職員の多能化を進め、<u>事務処理体制を強化することで生産性の安定化を図る。</u> ③ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく、統一的な<u>事務処理について支部の現状を確認</u>するとともに、職員の意識付けを促進する。 <p><u>【困難度：高】</u></p> <p><u>業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。</u></p>

令和8年度	令和7年度
<p>(2) サービス水準の向上</p> <p>① すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <p>② <u>加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請の利用を促進する。特に、健康保険委員及び東京都社会保険労務士会に積極的な働きかけを行う。</u></p> <p>③ 受電体制を強化するとともに、研修等の実施により、相談業務のスキルアップ等を図り、<u>加入者・事業主</u>からの相談・照会について的確に対応する。</p> <p>④ お客様満足度調査やお客様の声を活用し、業務の課題を洗い出し、改善を図ることで更なる加入者サービスの向上に取り組む。</p>	<p>(2) サービス水準の向上</p> <p>① すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <p>② <u>事業主や加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、令和8年1月に電子申請システムを導入する。</u></p> <p>③ 受電体制の強化及び研修の実施により、相談業務のスキルアップ等を図り、<u>事業主や加入者</u>からの相談・照会について的確に対応する。</p> <p>④ お客様満足度調査やお客様の声を活用し、業務の課題を洗い出し、改善を図ることで更なる加入者サービスの向上に取り組む。</p> <p><u>【困難度：高】</u> <u>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行なうことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し 100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、令和5年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。</u></p>

令和8年度	令和7年度
<p>■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする</p> <p>2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する</p> <p>3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする</p> <p>(3) 現金給付等の適正化の推進</p> <p>① <u>業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との調整を適切に実施する。</u></p> <p>② 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。</p> <p>③ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</p> <p>④ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者及び施術者への文書照会等を強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施する。また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。</p> <p>⑤ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認する等、審査を強化する。</p> <p>⑥ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、未提出事業所への提出勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収する。</p> <p>⑦ <u>現金給付等の適正化を推進するため、標準化したプロセスによる業務処理を徹底するとともに、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。</u></p>	<p>■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする</p> <p>2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する</p> <p>3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする</p> <p>(3) 現金給付等の適正化の推進</p> <p>① <u>傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。</u></p> <p>② 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。</p> <p>③ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</p> <p>④ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す加入者への文書照会等を強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を開催し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。</p> <p>⑤ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について文書により確認する等、審査を強化する。</p> <p>⑥ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</p>

令和8年度	令和7年度
<p>(4) レセプト内容点検の精度向上</p> <p>① 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、<u>システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を推進する。</u></p> <p>② 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、内容点検効果の高いレセプトを重点的に<u>点検する。また、社会保険診療報酬支払基金と連携した研修を、前年度の課題を踏まえて継続して実施する。さらに、他支部の査定事例を活用した勉強会等を実施することで、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。</u></p> <p>③ <u>資格点検、外傷点検について、システムを最大限活用し、効果的かつ効率的な点検を実施することで、医療費の適正化に取り組む。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p>	<p>(4) レセプト内容点検の精度向上</p> <p>① 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、<u>効果的かつ効率的な点検を推進するとともに、勉強会や研修等により、レセプト点検員のスキルを向上させ、内容点検の質的向上を図り、再審査レセプト1件当たり査定額及び査定率の向上に取り組む。</u></p> <p>② <u>自動点検マスタを毎月更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。</u></p> <p>③ <u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえつつ、資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p>

令和8年度	令和7年度
<p>(5) 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <p>① 「<u>債権管理・回収計画</u>」を策定・実践し、発生した債権（返納金、損害賠償金等）について全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に推進する。</p> <p>② <u>早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに、未納者に対しては、早期の段階から弁護士と連携した催告及び法的手続きを実施する。</u></p> <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p>	<p>(5) 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <p>① 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「<u>債権管理・回収計画</u>」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</p> <p>② 保険者間調整、<u>レセプト振替サービス</u>を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、<u>債権回収率の向上を図る。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p> <p>※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p>

令和8年度	令和7年度
<p>III. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p><u>マイナ保険証による保険診療の周知徹底</u></p> <p>① 医療 DX の基盤である<u>マイナ保険証</u>について、<u>利用率等のデータ分析結果を踏まえてマーケティングを実施し、効果的に加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。</u></p> <p>② 「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</p> <p>③ <u>オンライン資格確認の効果を最大限発揮するために、マイナンバー登録を速やかに実施する。</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p><u>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療 DX の基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。</u></p> <p><u>また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者 4,000 万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</u></p>	<p>III. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>(1) <u>オンライン資格確認等システム</u>の周知徹底</p> <p>① 医療 DX の基盤である<u>オンライン資格確認等システム</u>について、制度の概要やメリットを<u>加入者・事業主に周知する。特に、令和5年1月より運用が開始された「電子処方箋」</u>については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</p> <p>② マイナンバーを正確に収録するために、マイナンバー登録申出者について確実に登録を実施する。</p> <p>(2) <u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</u></p> <p><u>令和7年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅滞なく、円滑な発行等に取り組む。</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p><u>令和7年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。</u></p>

令和 8 年度	令和 7 年度
	<p>【困難度：高】</p> <p><u>経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えるも、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</u></p>

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

令和8年度	令和7年度
<p>I. データ分析に基づく事業実施</p> <p><u>(1) データ分析に基づく事業実施</u></p> <p>医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して、支部の特徴や課題を把握するための分析により抽出された課題を解決するための施策を策定、実行する。</p> <p>抽出された課題を解決するため、必要に応じて大学等の有識者の知見等も活用する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p><u>(2) 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定保健指導リピーター及び業態別の特性に関する共同研究を行い、効果的な保健指導につなげる。 ② 腎機能に着目した生活習慣病予防健診結果等の分析を行い、重症化予防対策の効果的・効率的な事業につなげる。 ③ 健康経営を実践している企業の業績等の分析を行い、健康経営の裾野を広げる取り組みにつなげる。 	<p>I. データ分析に基づく事業実施</p> <p>医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して、支部の特徴や課題を把握するための分析を行う。また、分析の精度を高めるため、大学等の有識者の知見等も活用する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p><u>【困難度：高】</u></p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</p>

令和8年度	令和7年度
<p><u>(3) 職員の分析能力向上</u></p> <p>本部や他機関が開催する統計分析研修への参加や、本部が提供する「医療費・健診データ等分析用マニュアル」及び分析事例等を活用し、職員の分析能力の向上を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>II. 健康づくり</p> <p>(1) 保健事業の一層の推進</p> <p>第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <p>「特定健診の推進」「特定保健指導を含めた重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</p> <p>① 健康づくり推進協議会を開催し、外部有識者の意見を踏まえた事業展開を図る。</p> <p>② 職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。</p> <p>③ <u>23区及び多摩地域それぞれの地域特性に応じ、事業所への訪問等による直接的な働きかけを行い、事業所の健康リスクの改善を促す。</u></p> <p>④ 1都3県（埼玉・千葉・東京・神奈川）支部で連携して保健事業の円滑な実施を図る。</p>	<p>③ 本部や他機関が開催する統計分析研修への参加や、本部が提供する「医療費・健診データ等分析用マニュアル」及び分析事例等を活用し、職員の分析能力の向上を図る。</p> <p>※ <u>3. 組織・運営体制関係、(1) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成から移行</u></p> <p>II. 健康づくり</p> <p>(1) 保健事業の一層の推進</p> <p>第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <p>「特定健診の推進」「特定保健指導を含めた重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</p> <p>① 健康づくり推進協議会を開催し、外部有識者の意見を踏まえた事業展開を図る。</p> <p>② 職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。</p> <p>③ <u>健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な保健事業を実施する。</u></p> <p>④ 1都3県（埼玉・千葉・東京・神奈川）支部で連携して保健事業の円滑な実施を図る。</p>

令和8年度	令和7年度
<p>(2) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）及び特定健診実施率の向上を図るとともに、事業所規模等に応じて事業者健診結果提供について勧奨を実施する。</p> <p>i) 被保険者（生活習慣病予防健診）</p> <p>① <u>生活習慣病予防健診における若年者（20・25・30歳）への対象拡大や検査項目の追加、人間ドック健診の創設にともない、受診勧奨等の取組を推進する。</u></p> <p>② <u>人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけを促進する。</u></p> <p>③ 近隣に健診機関のない加入者の健診受診機会の確保のため、巡回健診を実施する。</p> <p>ii) 被保険者（事業者健診データ）</p> <p><u>外部委託を活用した健診結果取得業務の強化</u></p> <p><u>〔委託事業者〕</u></p> <p><u>提供依頼書未提出事業所に対する取得勧奨、及び受診先健診機関の再確認業務を行い、健診結果データ取得の強化を図る。</u></p> <p><u>〔健診機関〕</u></p> <p><u>健診結果データ作成の契約が未締結の健診機関については、契約締結ができるよう働きかける。</u></p> <p><u>また、契約締結済の健診機関については、協会からの求めに応じ健診結果データを早期に提供できるよう働きかける。</u></p>	<p>(2) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）及び特定健診実施率の向上を図るとともに、事業所規模等に応じて事業者健診結果提供について勧奨を実施する。</p> <p>i) 被保険者（生活習慣病予防健診）</p> <p>① <u>がん検診の普及啓発を兼ねた生活習慣病予防健診の活用の呼びかけや付加健診の対象年齢拡大等を契機とした受診勧奨を事業所や未受診者に実施する。</u></p> <p>② <u>加入者の利便性を考慮した健診機関との新規契約を進めるとともに、既存の健診機関には加入者の受診環境の向上を働きかけ、健診受診者数の増加を図る。</u></p> <p>③ 近隣に健診機関のない加入者の健診受診機会の確保のため、巡回健診を実施する。</p> <p>ii) 被保険者（事業者健診データ）</p> <p>① <u>健診データの取得促進に向け事業所規模別に勧奨策を実施する。</u></p> <p><u>〔大規模事業所〕 支部職員が事業所を訪問のうえ、勧奨する。</u></p> <p><u>〔中・小規模事業所〕 東京労働局等の行政機関や商工会議所等の団体を通じて勧奨する。外部委託業者を活用し、文書・電話等により勧奨する。</u></p> <p>② <u>健診データの提供を積極的に取り組む健診機関と連携し、データの早期提供を促進する。</u></p> <p>③ <u>健診データの提供について同意があった事業所のデータを取得するため、健診結果の提供にかかる契約が未締結の健診機関に対し、契約締結に向けた働きかけを行う。</u></p> <p>④ <u>すでに契約を締結している健診機関に対してデータ取得の進捗を管理し、確実にデータを取得する。</u></p>

令和8年度	令和7年度
<p>iii) 被扶養者（特定健診）</p> <p>① 魅力的なオプション検査や利便性の高い会場の選定などにより、集団健診の受診者数の増加を図る。</p> <p>② 東京都歯科医師会と連携した歯科検診の実施を拡大する。</p> <p>③ 区市町村が実施するがん検診との同時実施を拡大する。</p> <p>④ <u>健診体系の見直しとして令和9年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p>	<p><u>一タを取得する。</u></p> <p>⑤ <u>令和7年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。</u></p> <p>⑥ <u>健診体系の見直しとして令和8年以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。</u></p> <p>iii) 被扶養者（特定健診）</p> <p>① 魅力的なオプション検査や利便性の高い会場の選定などにより、集団健診の受診者数の増加を図る。</p> <p>② 東京都歯科医師会と連携した歯科検診の実施を拡大する。</p> <p>③ 区市町村が実施するがん検診との同時実施を拡大する。</p> <p>④ <u>健診体系の見直しとして令和9年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、令和11年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p>

令和8年度	令和7年度
<p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<u>2,649,052</u>人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 <u>64.0%</u>（実施見込者数：<u>1,695,400</u>人） ・ 事業者健診データ 取得率 <u>8.0%</u>（取得見込者数：<u>211,924</u>人） ■ 被扶養者（実施対象者数：<u>525,156</u>人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 <u>36.2%</u>（実施見込者数：<u>190,110</u>人） ■ KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を <u>64.0%</u>以上とする 2) 事業者健診データ取得率を <u>8.0%</u>以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を <u>36.2%</u>以上とする <p>（3）特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>特定保健指導機関との連携強化等により特定保健指導実施率の向上を図るとともに、指導対象者の健康状態に合わせた保健指導スキルを向上させ保健指導の質の向上を図る。</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<u>2,545,834</u>人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 <u>63.1%</u>（実施見込者数：<u>1,606,500</u>人） ・ 事業者健診データ 取得率 <u>3.9%</u>（取得見込者数：<u>99,300</u>人） ■ 被扶養者（実施対象者数：<u>520,357</u>人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 <u>33.6%</u>（実施見込者数：<u>174,900</u>人） ■ KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を <u>63.1%</u>以上とする 2) 事業者健診データ取得率を <u>3.9%</u>以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を <u>33.6%</u>以上とする <p>（3）特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>特定保健指導機関との連携強化等により特定保健指導実施率の向上を図るとともに、指導対象者の健康状態に合わせた保健指導スキルを向上させ保健指導の質の向上を図る。</p>

令和8年度	令和7年度
<p>i) 被保険者</p> <p>① 保健指導を推進するため、支部内保健師・管理栄養士の重症化予防・グループ支援を含めた保健指導者スキルの向上を図る。</p> <p>② <u>人間ドック健診の創設を契機とした</u>特定保健指導機関の拡大を図るとともに、情報交換の場を通じて健診機関に好事例を横展開し、健診当日の働きかけの拡充など実施者数の増加を図る。</p> <p>③ <u>事業所の健康リスクに合わせて特定保健指導の利用を働きかけるなど、23区及び多摩地域それぞれの地域特性に応じて事業所への訪問等による勧奨を強化する。</u></p> <p>ii) 被扶養者</p> <p>集団健診において健診当日の初回面談を実施し、特定保健指導に繋げる。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p>	<p>i) 被保険者</p> <p>① 保健指導を推進するため、支部内保健師・管理栄養士の重症化予防・グループ支援を含めた保健指導者スキルの向上を図る。</p> <p>② <u>新規</u>特定保健指導機関の拡大を図るとともに、情報交換の場を通じて健診機関に好事例を横展開し、健診当日の働きかけの拡充など実施者数の増加を図る。</p> <p>③ <u>支部又は特定保健指導専門機関等による情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した保健指導を推進する。</u></p> <p>④ <u>特定保健指導対象者数の多い事業所、健康企業宣言事業所への保健指導をより一層推進する。</u></p> <p>⑤ <u>事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対して情報提供を行う。</u></p> <p>ii) 被扶養者</p> <p>① 集団健診において健診当日の初回面談を実施し、特定保健指導に繋げる。</p> <p>② 特定保健指導未利用者に対して、集団によるイベント型の特定保健指導を実施する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、令和11年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p>

令和8年度	令和7年度
<p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：366,205人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 19.3%（実施見込者数：70,678人） <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：8,796人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 11.1%（実施見込者数：976人） <p>■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を 19.3%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 11.1%以上とする</p> <p>（4）重症化予防対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 健診機関による<u>健診結果送付時</u>の受診勧奨の拡充を図り、未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常・<u>各種がん</u>）の受診を促進する。 通知による未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常）への勧奨を着実に実施する。 LDLコレステロール高値対象者に対して、文書指導を中心とした支援を行う。 東京都医師会等と<u>連携して構築したスキームに基づく糖尿病性腎症等重症化予防事業について、必要な改善を図りながら継続して実施する。</u> 	<p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：330,908人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 14.3%（実施見込者数：47,320人） <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：8,736人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 9.9%（実施見込者数：865人） <p>■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を 14.3%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 9.9%以上とする</p> <p>（4）重症化予防対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 健診機関による<u>健診当日</u>の受診勧奨の拡充を図り、未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常・<u>CKD</u>）の受診を促進する。 通知による未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常）への勧奨を着実に実施する。 LDLコレステロール高値対象者に対して、文書指導を中心とした支援を行う。 <u>がん検診の要精密検査者への受診勧奨等を実施し、早期発見・早期治療の重要性を周知していく。</u> 東京都医師会等と<u>の連携を強化し、関係団体と協力しながら新たなスキームに基づく糖尿病性腎症等重症化予防事業を実施する。</u> <u>未治療者（CKD）の疑いがある者への受診勧奨等を実施し、早期発見・早期治療の重要性を周知していく。</u>

令和8年度	令和7年度
<p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする (※) 胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> <p>(5) コラボヘルスの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経済団体、業界団体等の各関係団体と連携し、協同で健康経営のサポートを行う。 また、創設した健康経営実践企業認定制度の活用を推進して、事業所の健康経営の裾野を広げる。 ② 健康企業宣言（実践企業認定制度）について、事業所の取り組みの振り返りや認定の期日管理等の事務の効率化を行う。 ③ 関係団体等と連携した健康経営に興味や関心のある経営者等を対象とした健康経営セミナーを行う。 ④ メンタルヘルス対策等について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。 	<p>⑦ <u>健康企業宣言事業所等に対して重症化予防の必要性について周知を推進し、事業所から未治療者へ継続的に勧奨することで受診を促進する。</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする (※) 令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> <p>(5) コラボヘルスの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経済団体、業界団体等の各関係団体と連携し、協同で健康経営を進める。その中で、加入事業所が健康経営の取組を行いやすく、かつ継続的に健康経営を実践していくための新たな認定制度の創設に向けた検討を行う。 ② 「事業所カルテ」の配付や、事業所訪問等を通じて事業主への健康づくり意識の醸成を図る。併せて、事業所と健康課題を共有し、課題解決に向けた支援を行う。 ③ ホームページや関係者向け専用サイト（協会けんぽ東京パートナーズサイト）において、健康経営の取組に関するサポート情報を掲載し、健康経営の普及促進及び質の向上を図る。 ④ 区市町村と連携した健康経営セミナーの実施、取組事例の提供や健康づくり講座等を行う。 ⑤ メンタルヘルス対策等について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。

令和8年度	令和7年度
<p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を <u>3,410</u> 事業所（※）以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数</p> <p>III. 医療費適正化 (1) 医療資源の適正使用 ① <u>ヘルスリテラシー向上の取り組み</u> <u>加入者の健康保持・増進のため、ヘルスリテラシーの向上に資する広報等の取り組みを積極的に実施する。</u> ② <u>ジェネリック医薬品の使用促進等</u> ジェネリック医薬品の供給状況を踏まえつつ、ジェネリック医薬品使用割合80%以上の水準を維持・向上できるよう、地域の実情に応じた使用促進に取り組む。 なお、使用促進にあたっては、国から示された、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標に留意する。 <u>また、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリ</u></p>	<p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を <u>3,120</u> 事業所（※）以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>III. 医療費適正化 (1) 医療資源の適正使用 ① <u>ジェネリック医薬品の使用促進</u> ジェネリック医薬品の供給状況を踏まえつつ、ジェネリック医薬品使用割合80%以上の水準を維持・向上できるよう、地域の実情や<u>対象年齢</u>（特に<u>地方単独医療費助成対象年齢</u>）を意識した使用促進に取り組む。 なお、使用促進にあたっては、国から示された、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標に留意する。 ② <u>バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</u> 國の方針（※1）を踏まえ、<u>関係団体と連携し</u>、医療機関や<u>関係者への情報共有等</u>を実施する。</p>

令和8年度	令和7年度
<p><u>について、その導入状況等を情報収集する。</u></p> <p>③ <u>バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</u> <u>バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに、医療機関や関係団体への働きかけを実施する。</u> <u>（※1）「令和11年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す</u></p> <p>④ <u>かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点やリフィル処方箋及びセルフメディケーションの仕組みやポリファーマシー（多剤服用）の有害事象等について、加入者への周知・啓発を図る。</u> <u>これらの取組については、関係団体とも連携しながら事業展開を図る。</u></p> <p>【重要度：高】 国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与することから、重要度が高い。 また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。<u>経済財政運営と改革の基本方針2025</u>で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の</p>	<p>（※1）「令和11年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す</p> <p>③ <u>上手な医療のかかり方</u> <u>医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点やリフィル処方箋及びセルフメディケーションの仕組みやポリファーマシー（多剤服用）の有害事象等について、加入者への周知・啓発を図り、加入者のヘルスリテラシーの向上に繋げる。</u> <u>これらの取組については、関係団体とも連携しながら事業展開を図る。</u></p> <p>【重要度：高】 国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与することから、重要度が高い。 また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p>

令和8年度	令和7年度
<p><u>観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で前年度末以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>(2) 地域の医療提供体制等への意見発信 ① 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療費適正化に関する会議等において、<u>加入者の実情やエビデンスに基づいた意見発信</u></p>	<p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で前年度末以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</p> <p>(2) 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療費適正化に関する会議等において、<u>協会が保有する医療費・健診データの分析結果や</u></p>

令和8年度	令和7年度
<p>を行う。</p> <p>② <u>東京都の医療提供体制の構築や医療機関機能・外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、東京都の人口動態、年齢構成や支部加入者の医療費、健診結果を参考に意見発信を行う。</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>(3) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>① <u>支部の広報基本方針（※）及び広報計画に基づき、支部広報計画を策定し、着実に実施する。</u></p> <p>② <u>最重点広報の取り組み</u></p> <p><u>〔令和9年度保険料率改定〕</u></p> <p><u>新聞広告に加え、納入告知書同封チラシ等の既存の広報媒体を活用するとともに、関係団体とも連携し積極的に周知する。</u></p> <p><u>〔健診体系の見直し（健診事業の拡充）〕</u></p> <p><u>医療費の適正化及び加入者の健康の保持・増進をより一層推進するため、就労等により生活習慣が変化する現役世代からの健康意識の醸成を図る。</u></p> <p><u>〔健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり〕</u></p>	<p><u>国・東京都等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>(3) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>① <u>協会の広報基本方針及び広報計画に基づき、支部広報計画を策定し、実施する。</u></p> <p>② <u>協会の象徴的位置づけであった健康保険証の新規発行終了に伴い、協会のより一層の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた社会的役割の理解促進に取り組む。</u></p> <p>③ LINE配信内容の充実を図るとともに、メールマガジン等既存の広報媒体を活用することにより、加入者へ積極的な情報発信を行う。</p> <p>特にLINEについては、情報発信に併せてお友達募集のチラシを配布するなど、お友達登録数の増加を図る。</p> <p>④ 広報テーマに応じた広報資材を活用し、関係団体とも連携しながら積極的な発信を行う。</p>

令和8年度	令和7年度
<p><u>(一都三県支部合同広報)】</u></p> <p><u>協会の役割や事業の意義、重要性について、協会加入外の者を含む広く一般に一都三県支部合同で周知することにより、健康保険制度の意義や健康づくり事業等の役割等への理解や共感を促進し、協会の認知度及び影響力の向上を図る。</u></p> <p><u>[電子申請・けんぽアプリの利用促進]</u></p> <p><u>電子申請について、加入者・事業主の利便性向上や負担軽減等のメリット、利用方法等について、健康保険委員や関係団体の協力を得ながら、継続的に広く周知する。</u></p> <p><u>また、電子申請の広報や利用に併せて、けんぽアプリのダウンロードを推奨する。</u></p> <p><u>(※) 東京支部広報基本方針（一部抜粋）</u></p> <p><u>令和8年度は、協会加入者はもとより、協会加入外の者を含む広く一般に向けて（取組方針）に掲げる1、2を軸として広報する。</u></p> <p><u>(取組方針)</u></p> <p><u>1. ヘルスリテラシーの向上…健康や医療に関する正しい情報やその情報にアクセスする方法等をわかりやすく発信し、ひとりひとりが健康に関する適切な行動や選択ができるよう後押しする。</u></p> <p><u>2. 健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり…健康保険制度の意義や健康づくり事業等の役割等への理解や共感を促進し、協会の認知度及び影響力の向上を図る。</u></p> <p><u>③ 新たに作成したコミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）をあらゆる広報機会にお</u></p>	<p>⑤ 事業主及び加入者にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</p> <p>⑥ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、<u>健康保険委員活動の活性化を図るため、関係者</u>向け専用サイト（<u>協会けんぽ東京パートナーズサイト</u>）や研修会等を通じて情報提供を行う。</p>

令和8年度	令和7年度
<p><u>いて積極的に活用する。</u></p> <p>④ LINE配信内容の<u>一層の</u>充実を図るとともに、メールマガジン等既存の広報媒体を活用することにより、加入者へ積極的な情報発信を行う。 特にLINEについては、<u>情報発信に併せてお友だち追加の施策を講ずる</u>など、<u>お友だち追加数の更なる</u>増加を図る。</p> <p>⑤ 広報テーマに応じた広報資材を活用し、関係団体とも連携しながら積極的な発信を行う。</p> <p>⑥ 事業主及び加入者にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</p> <p>⑦ 健康保険委員について、<u>日本年金機構とも連携しながら</u>委嘱拡大に取り組む。<u>特に新規加入事業所向けの勧奨には積極的に取り組む。</u> <u>また、健康保険委員</u>向け専用サイト等や研修会等を通じて情報提供を行<u>い、健康保険委員の更なる活動の活性化に努める。</u></p> <p>■ KPI：1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<u>43%</u>以上とする 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月<u>2回以上</u>情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>	<p>■ KPI：1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<u>41%</u>以上とする 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>

3. 組織・運営体制関係

令和8年度	令和7年度
<p>(1) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <p>① 職場における業務経験を通じて職員の成長を促す。また、<u>研修の内容等の見直しを引き続き検討することで、多様な人材の活躍を推進するための研修や支援を実施する。</u></p> <p>② 業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、積極的なジョブローテーションを実施する。</p> <p>(2) 働き方改革の推進</p> <p>① <u>協会役職員が東京支部の加入者であることから、協会全体の健康経営推進をサポートする。</u></p> <p>② <u>支部</u>職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、<u>支部</u>の働き方改革を推進する。</p> <p>③ また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画等に沿って、<u>多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。</u></p>	<p>(1) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <p>① 職場における業務経験を通じて職員の成長を促し、また、<u>eラーニング等多様な研修や自己啓発の支援を行うことによって、自ら意識・行動を変え、役職毎に必要とされる知識・スキルの習得を図る。</u></p> <p>② 業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、積極的なジョブローテーションを実施する。</p> <p>(2) 働き方改革の推進</p> <p>職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした<u>協会</u>の働き方改革を推進する。</p> <p>具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</p> <p>また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、<u>年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</u></p>
<p>(3) リスク管理</p> <p>① リスクコントロール及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクを洗い出し、対策を検討する。</p> <p>② リスク管理にかかる研修やリスク管理委員会の開催などにより、職員のリスクに対する意識を醸成する。</p> <p>③ ジョブローテーションにより、組織運営の強化を図る。</p>	<p>(3) リスク管理</p> <p>① リスクコントロール及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクを洗い出し、対策を検討する。</p> <p>② リスク管理にかかる研修やリスク管理委員会の開催などにより、職員のリスクに対する意識を醸成する。</p> <p>③ ジョブローテーションにより、組織運営の強化を図る。</p>
<p>(4) 個人情報の保護の徹底</p> <p>① 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、研修の実施や情報セキュリティアクションプラン（課題解決に向けた取組）を確実に実施する。</p>	<p>(4) 個人情報の保護の徹底</p> <p>① 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、研修の実施や情報セキュリティアクションプラン（課題解決に向けた取組）を確実に実施する。</p>

令和8年度	令和7年度
<p>② <u>定期的なリスク管理委員会の開催を通じて</u>、個人情報保護管理体制<u>等について検討を行い</u>、個人情報の保護の徹底を図る。</p> <p>(5) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <p>① 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、職員研修等を通じて、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</p> <p>② <u>定期的なリスク管理委員会の開催を通じて、コンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。</u></p> <p>③ <u>本部・支部の相談窓口（外部のコンプラほっとラインを含む）</u>の周知及び制度に関する研修を継続的に実施する。また、相談のあった内容については、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。</p> <p>(6) 災害等の対応</p> <p>① 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。</p> <p>② 大規模自然災害等発生時のマニュアル（支部初動対応マニュアル）について、都度必要な見直しを行う。</p> <p>(7) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>① サービス水準の確保に留意しつつ適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</p> <p>② 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徵取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備</p>	<p>② 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の<u>現状把握と問題点の是正を通じて</u>、個人情報の保護の徹底を図る。</p> <p>(5) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <p>① 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、職員研修等を通じて、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</p> <p>② <u>コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</u></p> <p>③ <u>外部相談窓口（コンプラほっとライン）</u>を含めた相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施する。</p> <p>また、相談のあった内容については、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。</p> <p>(6) 災害等の対応</p> <p>① 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。</p> <p>② 大規模自然災害等発生時のマニュアル（支部初動対応マニュアル）について、都度必要な見直しを行う。</p> <p>(7) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>① サービス水準の確保に留意しつつ適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</p> <p>② 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徵取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p>

令和8年度	令和7年度
<p>する。</p> <p>③ 高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性を審査するとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</p> <p>④ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<p>③ 高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性を審査するとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</p> <p>④ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>

4. KPI一覧

1. 基盤的保険者機能の盤石化	事業計画	KPI 設定項目	KPI			
			令和8年度	【参考】 令和7年度	【参考】 令和7年度実績	
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況 ②サービススタンダードの平均所要日数 ③現金給付等の申請に係る窓口での受付率	100 %	100 %	100%	10月	
		7 日以内	7 日以内	6.25日	10月	
		前年度以下	1.9 % 以下	1.9%	11月	
レセプト点検の精度向上	①協会のレセプト点検の査定率	前年度以上	0.077 % 以上	0.070%	9月	
	②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額	前年度以上	15,003 円 以上	12,611円	9月	
債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く）の回収率	前年度以上	53.95 % 以上	42.16%	10月	

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	事業計画	KPI 設定項目	KPI			
			令和8年度	【参考】 令和7年度	【参考】 令和7年度実績	
特定健診受診率、 事業者健診データ取得率の向上	①生活習慣病予防健診受診率	64.0 % 以上	63.1 % 以上	29.1%	9月	
	②事業者健診データ取得率	8.0 % 以上	3.9 % 以上	1.5%	9月	
	③被扶養者の特定健診受診率	36.2 % 以上	33.6 % 以上	9.9%	8月	
特定保健指導実施率 及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率	19.3 % 以上	14.3 % 以上	5.3%	9月	
	②被扶養者の特定保健指導の実施率	11.1 % 以上	9.9 % 以上	14.0%	9月	
重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合	前年度以上	32.4 % 以上	33.0%	10月	
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	3,410 事業所	3,120 事業所	3,236 事業所	12月	

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	事業計画	KPI 設定項目	KPI			
			令和8年度	【参考】 令和7年度	【参考】 令和7年度実績	
	ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース)	前年度以上	88.3 % 以上	89.0%	8月
広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	SNS(LINE 公式アカウント)を運用し、情報発信	43.0 % 以上	41.0 % 以上	41.63%	12月
			毎月2回以上	毎月	毎月2回 配信	12月
		健康保険委員の委嘱事業所数	前年度以上	12,680 社 以上	13,733 事業所	12月

3. 組織・運営体制関係	事業計画	KPI 設定項目	KPI		
			令和8年度	【参考】 令和7年度	【参考】 令和7年度実績
	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15.0 % 以下	15.0 % 以下	7.69 % 12月

5. 広報計画(案)について

令和8年度 広報に関する取組方針及び主に取り組む事項

令和8年度は、協会加入者はもとより、協会加入外の者を含む広く一般に向けて【取組方針】に掲げる1、2を軸として広報する。

ただし、重症化予防やバイオシミラーの使用促進等の訴求対象者が限られる事業については、データ分析によるターゲッティングを前提として効果的に情報発信する。

【取組方針】

1. ヘルスリテラシーの向上…健康や医療に関する正しい情報やその情報にアクセスする方法等をわかりやすく発信し、ひとりひとりが健康に関する適切な行動や選択ができるよう後押しする。
2. 健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり…健康保険制度の意義や健康づくり事業等の役割等への理解や共感を促進し、協会の認知度及び影響力の向上を図る。

【主に取り組む事項】

- マーケティングを実施し、使用する媒体や対象者に合わせて効果的に情報発信する。
- 東京支部加入者の75%が一都三県に居住している特性を踏まえ、一都三県支部合同による広報を継続する。
- 健康保険委員の活動を活性化するため、有用かつタイムリーな情報を提供する等、効果的な施策を講じる。
- あらゆる広報機会においてコミュニケーションロゴやタグラインを活用する。

令和8年度 東京支部広報計画

テーマ	目的	メインターゲット	主な広報媒体	実施時期
(最重点広報) 令和9年度保険料率改定（インセンティブ制度の周知を含む）	新聞広告、関係団体（商工会議所や商工会等）広報誌への記事掲載をはじめ、納入告知書同封チラシや支部メルマガ、LINEにより、事業主及び加入者に対し広く周知する。	加入者、事業主、健康保険委員	新聞広告、関係団体広報	令和9年2月～令和9年3月
(最重点広報) 健診体系の見直し (現役世代への健診事業の拡充)	ファミリー層の生活導線上（商業施設や学校周辺等）で路線バス等による広報を行う。停留所にショッピングモールが含まれる場合はモールの敷地内において、サイネージや看板を利用し、複合的に広報を実施する。	事業主、加入者（特に被扶養者）、健康保険委員	交通広告、屋外広告	令和9年3月
(最重点広報) 健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり	電車による通勤が日常的な一都三県（東京、埼玉、千葉、神奈川）において、ターミナル駅等を活用したサイネージ広告や電車内中吊り広告、ショート動画や漫画、診断コンテンツ等を利用したジオターゲティング広告による広報を実施する。（一都三県支部合同広報）	一都三県で通勤する協会加入外の者を含む広く一般	交通広告、WEB広告	令和8年9月～令和8年12月
(最重点広報) 電子申請・けんぽアプリの利用促進	事業主および社会保険事務担当者向け広報 ・年金事務所と連携した新規適用事業所へのチラシ送付、事務所内のポスター掲示 ・新規適用事業所向け研修会を開催のうえ周知を実施 ・申請書発送（コールセンター、支部）時のチラシ同封 ・業態に着目（職業紹介・労働者派遣業）した事務担当者へのチラシ送付 ・電子申請・けんぽアプリを含めたけんぽDXに係る広く一般に向けたweb広報	事業主、加入者、健康保険委員、協会加入外の者を含む広く一般	チラシ、ポスター、WEB広告	通年

テーマ	目的	メインターゲット	広報媒体	実施時期
(重点広報) 健診	ヘルスリテラシー向上広報の一環として、納入告知書、LINE、HP 等の既存の支部広報媒体を活用し、健診の重要性を周知し、受診を促進する。	事業主、加入者、健康保険委員	納入告知書チラシ、メルマガ、LINE、HP、チラシ	通年
(重点広報) 重症化予防	ヘルスリテラシー向上広報の一環として、納入告知書、LINE、HP 等の既存の支部広報媒体を活用し、特定保健指導の受診促進、ハイリスク者への受診勧奨に係る広報を実施する。	事業主、加入者、健康保険委員、	納入告知書チラシ、メルマガ、LINE、HP、チラシ	通年
(重点広報) 医療費適正化	納入告知書、LINE、HP 等の既存の支部広報媒体の活用に加え、関係団体とも連携しながら、セルフメディケーションについて周知し、医療費適正化を図る。	事業主、加入者、健康保険委員	納入告知書チラシ、メルマガ、LINE、HP、チラシ	通年
(重点広報) LINE の利用促進	LINE により、健康情報等の情報発信を行い、加入者等のヘルスリテラシーの向上や東京支部の認知度及び広く一般に向けた影響力の向上を図る。令和7年度に制作したコンテンツの一層の充実を図るとともに、お友達登録数の増加を図る。	LINE お友達登録者、事業主、加入者、健康保険委員 協会加入外の者を含む広く一般	納入告知書チラシ、メルマガ、LINE、HP、チラシ	通年

テーマ	目的	メインターゲット	広報媒体	実施時期
(重点広報) マイナ保険証の利用促進	納入告知書、LINE、HP 等の既存の支部広報媒体の活用に加え、関係団体とも連携しながら、マイナ保険証の利便性等について周知し、マイナ保険証の利用促進を図る。	東京支部加入者	納入告知書チラシ、メルマガ、LINE、HP、チラシ	通年